

參考資料

大和郡山市福祉ゾーン再整備基本計画の策定経緯

大和郡山市福祉ゾーン再整備基本計画の策定にあたっては、学識経験者や各種団体の代表者等で構成される「大和郡山市福祉ゾーン整備審議会」に諮問したうえで、審議会のご意見を伺いながら進めました。また、議論を重ねとりまとめた「大和郡山市福祉ゾーン再整備基本計画(案)」に関してパブリックコメントを実施し、市民の皆様にご意見を伺いました。

年	月	内 容
R1	8	第1回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会 (1)委員の委嘱又は任命 (2)市長からの諮問 (3)大和郡山市の福祉を取り巻く状況と福祉ゾーンの各施設の現状について
	10	老人福祉センター利用者対象実態調査実施
R2	2	第2回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会・現地視察 (1)社会福祉会館及び老人福祉センターの現状について(現地視察を含む) (2)今後の検討事項について
	6	老人福祉センター利用についてのアンケート調査実施
	10	老人福祉センター及び社会福祉会館施設の劣化状況等現地調査実施 老人福祉センター及び社会福祉会館利用団体等ヒアリング調査実施
	12	第3回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会 (1)再整備にあたっての問題課題について (2)再整備にあたっての基本的な方向性について
R3	8	第4回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会 (1)浴室について (2)先進地事例の紹介 (3)再整備にあたっての基本的な考え方について (4)再整備施設の施設規模、計画案について
	9	飲食店民間事業者ヒアリング調査実施
	11	第5回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会 (1)民間事業者ヒアリングについて (2)再整備計画案の比較検討について (3)今後の進め方について
	12	パブリックコメントの実施(12月～1月)
R4	2	第6回大和郡山市福祉ゾーン整備審議会 (1)パブリックコメントの結果報告 (2)福祉ゾーン再整備基本計画案について (3)市長へ答申書提出 大和郡山市福祉ゾーン再整備計画策定

大和郡山市福祉ゾーン整備審議会名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	選出団体及び役職名
学識経験者	◎伊藤 忠通	奈良県立大学名誉教授 (令和元年8月5日～)
市議会代表	○西村 千鶴子	大和郡山市議会教育福祉常任委員長 (令和元年8月5日～令和2年5月12日)
	○福田 浩実	大和郡山市議会教育福祉常任委員長 (令和2年5月13日～令和3年6月30日)
	○丸谷 利一	大和郡山市議会教育福祉常任委員長 (令和3年7月1日～)
福祉関係者	奈良 勲芳	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (令和元年8月5日～令和元年11月30日)
	大垣 敬光	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (令和元年12月1日～)
	堀内 昭雄	大和郡山市ボランティア連絡協議会 会長 (令和元年8月5日～)
	井内 一匡	大和郡山市地域自立支援協議会 会長 (令和元年8月5日～令和3年5月12日)
	森脇 崇	大和郡山市地域自立支援協議会 会長 (令和3年5月13日～)
	廣田 都美子	大和郡山市子ども・子育て会議代表 郡山西保育園長(令和元年8月5日～)
	中山 就平	大和郡山市社会福祉協議会 事務局長 (令和元年8月5日～令和3年3月31日)
	仲村 美智代	大和郡山市社会福祉協議会 事務局長 (令和3年4月1日～)
自治会代表	植村 俊博	大和郡山市自治連合会 会長 (令和元年8月5日～)
老人クラブ代表	小高 亨	大和郡山市高友クラブ連合会 会長 (令和元年8月5日～)
行政関係者	吉村 安伸	大和郡山市 副市長 (令和元年8月5日～令和2年3月1日)
	中尾 誠人	大和郡山市 副市長 (令和2年3月2日～)

※◎印は会長、○印は副会長。()は任期

大和郡山市福祉ゾーン整備審議会条例

平成30年12月20日
大和郡山市条例第29号

（設置）

第1条 大和郡山市の福祉拠点としての社会福祉会館周辺区域（以下「福祉ゾーン」という。）のあり方について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大和郡山市福祉ゾーン整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 福祉ゾーンにおける施設整備及び将来構想に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉関係者
- (4) 自治会・老人クラブの代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉健康づくり部地域包括ケア推進課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

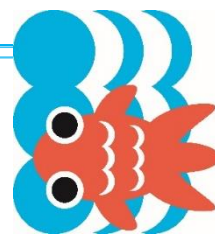
(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

大和郡山市



発行：令和4年2月

編集：大和郡山市 地域包括ケア推進課

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

TEL：0743-53-1651

FAX：0743-55-6831

ホームページアドレス

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。